

検察審査会は市民の公平・公正な判断力を育成するか

「模擬検察審査会」を通して見えてきたこと

平野 節子(日本大学非常勤講師)

1、はじめに

検察審査会制度は、2009年の司法制度改革によって、裁判員制度や被疑者国選弁護人制度の導入と共に、検察審査会への起訴強制権が付与されるなどの権限が拡大した。法改正後10年間の処理総数は20,301人、約10万人が検察審査員または補充員として参加しているが、その手続の詳細や審査の進行・内容等を知る人は僅かである。そこで、2019年日本法育学会は、弁護士・研究者の協力のもと、模擬検察審査会を実施した。本発表は、①司法と司法参加についての市民意識と現状の齟齬、②主権者として職責を果たすためにはどのような資質が必要なのか、③検察審査会に参加することは市民の能力向上に役立つのか、学校教育その他の場面で公平・公正な判断力を伸ばすことは可能なのかについて、模擬検察審査会の実施結果と裁判員制度との比較を含めて検討し、主権者として司法権への効果的参加のための市民力育成の必要性について考えてみたい。

2、市民意識と司法の現状

まず前提は、市民が刑事司法に「社会秩序の維持」を求め、司法の核をなす裁判官や検察官に対して一定程度の信頼を寄せていることである。だからこそ、人権侵害の解決を司法に求め、人権を奪う刑罰権の行使を裁判に委ねている。それなのになぜ、司法制度改革時の裁判員制度の目的に「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」(裁判員法第1条)があるのだろうか。

また、検察審査会制度の趣旨が「公訴権の在り方に民意を反映させて、その適正を図る」ことの理由について、司法の現状を示しつつ述べることとする。

3、求められる検察審査員の人物像

検察審査会法には、「健全な社会常識をもった一般人」という文言があるが、どのような人を想定し、そのような一般人が持つべき資質はどのようなものなのか、同時に、健全な検察審査員になるために必要な資質は何か、それを阻害している要因は何かについて検討する。

4、模擬検察審査会から見えてきたこと

ここでは、実際に模擬検察審査会を実施した結果見えてきた課題をもとに、公平・公正な判断力に基づいた議論が成立するために必要な資質と要素、審議の過程で向上させる能力について具体的発言を含めつつ考える。一般人の法的内容の理解力への疑念、一般人審査員だけの議論は、感情論に終始しないのか等の疑問に答える形で述べてみたい。そして、淀みない議論の進行のための方策として、審査員の視点と審査会長の審議への関わり方、弁護士である審査補助員の役割を含め考える。

5、市民参加司法への期待

おわりに、検察審査会に参加することは、人々に公平・公正な判断力の重要性を気づかせ、それを育成する機会となり、市民性向上に役立つ。その基礎は、学校教育における様々な場面で育成することができる。主権者にとって司法参加は、社会貢献としての役割だけでなく、参加者自身にも内的変化を生じさせ、その効果が社会全体に伝播していくことを期待したい。